

事務連絡  
令和2年3月16日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応  
及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて（情報提供）

標記について、別添のとおり、食品製造業、食品流通業、卸売市場及び外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、農林水産省食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団体等の長宛て通知が発出されましたので、業務の御参考まで情報提供します。